

令和4年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年2月22日（水） 午前8時57分から午前10時2分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	欠	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	欠	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	欠	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝
担い手育成係 主査 宮城 友美

5 事務局職員

局 長 西迫 博
次長兼農地係長 税所 篤行
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 査 関口 実
主 査 池畑 信幸
主 査 下仮屋 重博
主 査 凶師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
主 査 板山 智典（串良総合支所産業建設課）
主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・鹿屋市策定の27号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 寺下 幸弘 委員 ・ 中塩屋 均 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年2月22日(水) 開会 午前8時57分 閉会 午前10時2分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第11回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、福元副会長、泊委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、矢野委員、徳田委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号3番の寺下委員と、4番の中塩屋委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

1頁、議案第81号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第81号につきましては、1頁から83頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年2月24日です。合計面積は、38万7千332.82㎡、うち更新分10万953㎡、内訳として、田が6万4千519㎡、畑が32万2千813.82㎡です。利用権を設定する者が141人、設定を受ける者が74人です。始期は、いずれも令和5年3月1日です。期間は、10か月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、8年、10年、15年です。次の3頁から71頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から2番までは、設定期間が10か月です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番から5頁の5番までは、設定期間が1年です。3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で新規設定。

次の6番は、設定期間が2年です。6番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、6頁、次の7番から12頁の19番までは、設定期間が3年です。7番、8番は、賃

借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番は、使用貸借権で新規設定。12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、17番は、賃借権で再設定。

次の18番から12頁の19番までは議事参与の制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、12頁、次の20番から13頁の22番までは、設定期間が4年です。20番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、21番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の22番は、議事参与制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、14頁、次の23番から32頁の59番までは、設定期間が5年です。23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番、28番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番は、賃借権で新規設定。34番は、使用貸借権で新規設定。

次に、20頁、35番は、賃借権で新規設定。36番は、使用貸借権で新規設定。

次に、21頁、37番、38番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、39番、40番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、41番は、使用貸借権で新規設定。42番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、43番、44番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、45番は、賃借権で新規設定。46番は、使用貸借権で再設定。

次に、26頁、47番は、使用貸借権で再設定。48番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、49番、50番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、51番、52番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、53番、54番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、55番は、賃借権で再設定。

次の56番から32頁の59番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど一括して説明いたします。

次に、32 頁、次の 60 番から 50 頁の 92 番までは、設定期間が 6 年です。60 番は、賃借権で新規設定。

次に、33 頁、61 番、62 番は、賃借権で新規設定。

次に、34 頁、63 番、64 番は、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、65 番、66 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、67 番、68 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、69 番、70 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、71 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、72 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、73 番、74 番は、賃借権で新規設定。

次に、41 頁、75 番、76 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、77 番、78 番は、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、79 番、80 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、81 番、82 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、83 番、84 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、85 番、86 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、87 番、88 番は、賃借権で再設定。

次に、48 頁、次の 89 番から 49 頁の 90 番までは、議事参与制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、49 頁、次の 91 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の 92 番は、議事参与制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、50 頁、次の 93 番は、設定期間が 8 年です。93 番は、賃借権で新規設定。

次の 94 番から 70 頁の 131 番までは、設定期間が 10 年です。94 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、95 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、96 番、97 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、98 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、99 番、100 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、55 頁、101 番、102 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、103 番、104 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、105 番、106 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、107 番、108 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、109 番、110 番は、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、111 番、112 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、113 番、114 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、115 番は、賃借権で新規設定。116 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、63 頁、117 番、118 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、119 番、120 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、121 番、122 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、123 番、124 番は、賃借権で再設定。

次に、67 頁、125 番、126 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、127 番は、賃借権で再設定。128 番は、使用貸借権で再設定。

次に、69 頁、次の 129 番は、議事参与制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の 130 番から 70 頁の 131 番までは、議事参与制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、70 頁、次の 132 番から 71 頁の 133 番までは、設定期間が 15 年です。132 番は、賃借権で再設定。

次に、71 頁、133 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 71 頁までの 133 件の利用権設定ですが、5 頁の 2 年もの 6 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 5 頁の 6 番は、借人高田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

議 長 高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、11 頁の 3 年もの 18 番と 12 頁の 19 番、48 頁の 6 年もの 89 番と 90 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

(本田委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 11 頁の 18 番から 12 頁の 19 番までと、48 頁の 89 番から 49 頁の 90 番までは、借人本田委員の息子が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る 3 年もの 2 件と 6 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

議 長 本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、13 頁の 4 年もの 21 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中尾委員に退席をいただき審議します。

(中尾委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 13 頁の 21 番は、貸人中尾委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中尾委員に係る 4 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中尾委員：着席)

議 長 中尾委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、13 頁の 4 年もの 22 番と、49 頁の 6 年もの 92 番が、議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のため、このまま審議します。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 13 頁の 22 番と 49 頁の 92 番は、借人福元副会長の経営される法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 4 年もの 1 件と 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、30 頁の 5 年もの 56 番から 32 頁の 59 番までが、農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 30 頁の 56 番から 32 頁の 59 番までは、借人中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 5 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

議 長 中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、49 頁の 6 年もの 91 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 49 頁の 91 番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

議 長 入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、69 頁の 10 年もの 129 番が、議事参与の制限にあたりますので、榎原委員に退席をいただき審議します。

(榎原委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 69 頁の 129 番は、借人榎原委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 榎原委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(榎原委員：着席)

議 長 榎原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、69 頁の 10 年もの 130 番と 70 頁の 131 番が、議事参与の制限にあたりますので、上野委員に退席をいただき審議します。

(上野委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 69 頁の 130 番から 70 頁の 131 番までは、借人上野委員が使用貸借権及び賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上野委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上野委員：着席)

議 長 上野委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 117 件です。ご異議ありませんか。

有 村 34 頁の 63 番ですが、面積に対して賃借料が安すぎるようですが、合っていますか。

上之脇 お答えいたします。63 番について、3 筆で年額 8 千円に間違いありません。

議 長 よろしいでしょうか。外にありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、72 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、72 頁から 77 頁です。まず、72 頁で説明します。公告年月日は令和 5 年 2 月 24 日、合計面積は、2 万 4 千 453 m²です。内訳としまして、田が 7 千 422 m²、畑が 1 万 7 千 31 m²です。所有権を移転する者が 10 人、所有権の移転を受ける者が 9 人です。

次に 73 頁、次の 1 番から 77 頁の 10 番までは、全て所有権移転協議が成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 10 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、78 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、78 頁から 83 頁です。78 頁で説明します。公告年月日は、令和 5 年 2 月 24 日です。合計面積は、2 万 6 千 717 m²で、うち、田が 906 m²、畑が 2 万 5 千 811 m²です。利用権を設定する者が 9 人、利用権の設定を受ける者が 6 人で、新規設定 8 件

と再設定が1件です。始期は全て、令和5年2月28日で、期間は2年11か月、5年及び10年です。なお、期間が5年と10年の終期に相違があるのは閏年の関係です。

次に79頁をご覧ください。1番は、設定期間が2年11か月です。1番は、使用貸借権。

次の2番から81頁の5番までは、設定期間が5年です。2番は、使用貸借権。

次に、80頁、3番、4番は、賃借権。

次に、81頁、5番は、使用貸借権。

次の6番から83頁の9番までは、設定期間が10年です。6番は、賃借権。

次に、82頁、7番、8番は、賃借権。

次に、83頁、9番は、賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、79頁から83頁までの中間管理権設定9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、84頁、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第82号につきましては、84頁から90頁です。今回は、所有権移転22件、使用貸借権1件の計23件です。

初めに、84頁です。1番は、畑が2筆で6千352㎡の贈与です。2番は、田が1筆で1千809㎡の贈与です。3番は、畑が2筆で874㎡の売買です。4番は、畑が4筆で2千102㎡の売買です。5番は、畑が1筆で3千455㎡の売買です。

次に、85頁です。6番は、畑が1筆で692㎡の売買です。7番は、畑が1筆で1千655㎡の売買です。8番は、畑が2筆で3千372㎡の売買です。9番は、畑が1筆で1千208㎡の売買です。

次に、86頁です。10番は、田が1筆で945㎡の売買です。11番は、田が1筆で979㎡の売買です。12番は、畑が2筆で3千859㎡の売買です。13番は、畑が1筆で2千49㎡の売買です。14番は、田が3筆で1千805㎡の贈与です。

次に、87頁です。15番は、畑が1筆で1千357㎡の売買です。16番は、畑が1筆で1千157㎡の売買です。17番は、田が8筆で3千201㎡の使用貸借です。

次に、88頁です。次の18番から90頁の23番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、88頁の18番から20番までを上野委員に、89頁の21番から23番までを細川委員に報告をお願いします。

上野 議席番号19番の上野です。去る2月14日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の

申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、88 頁の 18 番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。17 番の使用貸借権と関連で、併せて下限面積要件の 4 千㎡を満たすものです。今回、取得する農地には、自身が経営する飲食店で使用する米や野菜を作付けするとのことです。

次に 19 番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、新たに取得した畜舎で飼育する牛の飼料を作付けするとのことです。

次に 20 番ですが、市外取得の調査です。申請者は県外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しており、必要な場合はクレーン車等を手配できるように準備しておりました。今回、取得する農地には、ヤシの苗を作付けするとのことで、現在も市内で苗の作付けや出荷を行っておりました。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

細川 推進委員の細川です。去る 2 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、89 頁の 21 番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、県外の親族の代わりに耕作をしていた農地を譲り受けるもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、水稻や甘藷を作付けするとのことです。

次に 22 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、親の実家の近隣の農地を親族から譲り受けるもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、甘藷を作付けするとのことです。

次に 23 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、甘藷を作付けするとのことです。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました 23 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、91 頁、議案第 83 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を

議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 83 号につきましては、91 頁から 92 頁です。

まず、91 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次の 2 番から 92 頁の 6 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、91 頁の 2 番と 3 番を
本田委員に、4 番から 92 頁の 6 番までを中牧委員に、報告をお願いします。

本田 議席番号 18 番の本田です。去る 2 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請
の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、91 頁の 2 番ですが、申請地は、上小原小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha
以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断さ
れます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につな
がる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、3 番ですが、申請地は、鹿屋市申良農村環境改善センターの北に位置し、申請地付
近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。
申請者は市外で農業を営む方で、申請地に堆肥舎、ロール置場、放牧場、通路及び回転スペ
ースを整備する計画であるため、第 1 種農地の許可基準である「農業用施設等」に該当する
と判断しました。

以上、2 番及び 3 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがな
いことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中牧 推進委員の中牧です。去る 2 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地
調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、91 頁の 4 番ですが、申請地は、鹿屋田崎簡易郵便局の南に位置し、周囲は 10ha 以
上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されま
す。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の
低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他
の農地」に該当すると判断しました。

次に、92 頁の 5 番ですが、野里運動公園の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地
の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人
で、申請地に建築条件付土地及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、
第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 10 番ですが、鹿屋養護学校の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がり
があり、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市

内の方で、申請地にアパートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、4番から6番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、許可申請6件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、93頁、議案第84号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第84号につきましては、93頁から94頁です。93頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は1件で、畑が1筆です。対象面積は、畑が255㎡です。次の94頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、藏ヶ崎委員に報告をお願いします。

藏ヶ崎 議席番号13番の藏ヶ崎です。去る2月13日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

93頁の1番ですが、周辺図等は94頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で酪農を営む法人の代表者で、申請地に農家住宅を建設する計画です。申請地は細山田中学校の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、令和4年度第6回総会で612㎡の農振除外を審議済みでしたが、その後、配置計画が変更されたことから、追加で農振除外の申し出がされたものです。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、95頁、議案第85号「鹿屋市策定の27号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第85号につきましては、95頁から96頁です。鹿屋市が平成29年11月に策定した地域の農業振興に関する計画、いわゆる27号計画については、本計画が定められた年の翌年度

以降、5年を経過するまでの間、毎年、検証を行い、農業委員会からの意見を聴くことになっています。施設整備に関する情報は、96 頁に記載しておりますので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、森園委員に、報告をお願いします。

森 園 「鹿屋地域の農業振興に関する計画に係る定期的な検証」について意見が求められたので、去る2月13日に蔵ヶ崎委員と事務局1名と農政課担当職員で、現地の調査を行いましたので報告いたします。

95 頁をご覧ください。1の施設整備に係る定期的な検証結果についての、1番ですが、鹿児島きもつき農協が事業主体である、笠之原町の農免道路沿いの案件です。令和元年4月に造成工事が完了後、令和2年3月に建物工事が完了し、農畜産物販売所として令和2年4月から開業しておりました。

以上、1番については、本計画に従い設置された施設の効用を発揮し、地域の農業の発展と活性化に向けて取り組んでおり、施設の整備状況や稼働状況も確認できることから、記載の検証の結果のとおりであると判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました案件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、検証の結果のとおりであることを市長部局へ回答します。

次に、97 頁、議案第86号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第86号につきましては、97 頁です。今回は1件です。次の1番については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、上野委員に報告をお願いします。

上 野 議席番号19番の上野です。去る2月14日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

97 頁の1番ですが、申請地は、東原小学校の南に位置し、昭和63年頃に一般住宅を建築しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、98 頁、議案第 87 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 87 号につきましては、98 頁から 100 頁です。今回、新たに譲渡希望が 98 頁の 1 番から 7 番までの 7 件です。なお、2 番、5 番及び 7 番は賃貸借も可としております。また、4 番は無償でも可としておりますのでお目通し願います。

次に、賃貸借希望が 99 頁の 1 番から 100 頁の 22 番までの 22 件です。なお、6 番及び 22 番については無償、また、8 番は無償でも可としておりますのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

98 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を中塩屋委員と垣内委員に、2 番を榎原委員と森園委員に、3 番を堀之内委員と矢野委員に、4 番を田中委員と中尾委員に、5 番と 6 番を堀之内委員と矢野委員に、7 番を本田委員と福元里美委員に、お願いします。

次に、99 頁、賃貸借希望の 1 番を堀之内委員と矢野委員に、2 番を大園委員と永山委員に、3 番を畠井委員と西元委員に、4 番を泊委員と松元委員に、5 番を郷原委員と細川委員に、6 番を寺下委員と持増委員に、7 番を堀之内委員と矢野委員に、8 番を福元副会長と入佐委員に、9 番から 12 番の吾平町下名までを堀之内委員と矢野委員に、12 番の吾平町麓を福元副会長と入佐委員に、13 番を堀之内委員と矢野委員に、100 頁の 14 番を堀之内委員と矢野委員に、15 番を寺下委員と持増委員に、16 番を田中委員と中尾委員に、17 番を福元副会長と入佐委員に、18 番を大園委員と永山委員に、19 番と 20 番を堀之内委員と矢野委員に、21 番を田中委員と中尾委員に、22 番を福元副会長と入佐委員に、お願いします。

次に、101 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 101 頁をご覧ください。合意解約につきましては、101 頁から 136 頁です。今回は 72 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。なお、今回、合意解約の件数が多かった理由は、うち 48 件について、借人の死亡により解約がなされたところです。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、101 頁から 136 頁までの 72 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第11回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、私の方から職員の人事異動について、まだ、内示ありませんが、会長専決としてよいか、委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、職員の人事異動については、会長専決とします。

事務局から何かありませんか

次 長 私の方から4点、お知らせとお願いをいたします。

まず1点目ですが、農地法第3条の許可要件の一部改正に伴う下限面積の撤廃についてお知らせします。農地の売買、贈与等の農地法第3条に係る許可基準は、①申請する農地を含め、所有する全ての農地を効率的に利用して耕作を行うことが認められていること、②譲渡人やその家族が常時農作業に従事すること、③法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと、④申請地を含め、経営する農地の合計面積が下限面積（4千㎡）以上であること、⑤申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと、の5つの基準がありました。農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業を支援するため、令和5年4月1日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、その一つとして下限面積要件が撤廃される予定となっております。

このことに伴い、これまでは申請地を含めて耕作する農地の合計面積が下限面積（4千㎡）以上であることとしておりましたが、その要件が3条の許可基準から削除されることとなります。本来であれば、運営委員会を経て、3月総会で議案として提出される案件ですが、令和5年4月に審議される3条許可申請については、令和5年3月中に提出されるものを対象にすることから、委員の皆さんへの問い合わせ等も考慮し、お知らせという形でお話をさせていただきました。

次に2点目ですが、農地利用状況調査結果について、例年、2月の総会時に、農地利用状況調査結果を報告しているところですが、取りまとめに時間を要し、本日は報告できません。3月初旬に結果を委員の皆さんに郵送させていただきます。ご迷惑をおかけしますがよろしく申し上げます。

3点目ですが、運営委員会についてです。運営委員の皆様は、この後、この会場で第2回運営委員会を開催いたしますので、出席をお願いいたします。

4点目ですが、皆様のお手元にエコバッグを置かせていただいております。こちらのエコバッグにつきましては、農業者年金の加入促進にお役立ていただければと思っております。以上です。

局 長 それでは、3月の調査委員を申し上げます。

3月13日、月曜日、4条・5条の調査が、新原委員、矢野委員でございます。

同じく13日、月曜日、農振調査が、大園委員、松元委員でございます。

3月14日、火曜日、4条・5条の調査が、寺下委員、本村委員でございます。

同じく14日、火曜日、3条調査が、中塩屋委員、福元里美委員でございます。

3月の総会は、3月23日、木曜日の9時からこの会場で開催します。

議 長 他にありませんか。

榎 原 議席番号10番の榎原です。提案をさせていただきます。今年の3月末で西迫局長が定年を迎えられます。つきましては、局長のこれまでの労をねぎらい、送別会を開催してはと思います。日時は、来月の総会后、3月23日の夕方からと考えますが、皆様、いかがでしょうか。お諮り願います。

議 長 ただ今の意見について、いかがでしょうか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、そのようにしたいと思います。

次 長 それでは、西迫局長の送別会を開催するという事で、皆様にご了承をいただいたところですが、先ほど、次回の総会を3月23日の9時からのご案内いたしましたところを、午後3時からに変更とさせていただきたいと思います。そして、その後の送別会につきましては、後日、改めてご案内させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 他に何かありませんか。

推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

なければ、これを持ちまして令和4年度第11回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)